## 登所·登園 許可証明書 (千葉市版) H24.4 改訂

	氏 名	
	証明日:令和 年 月	且
下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、	、登所・登園してよいことを証明します。	
令和	日から療養開始	
令和年月_	日から登所・登園可	

該当疾	疾患名	登所・登園停止期間の基準
患に○	大 思 名 	※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による
		治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、
		全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘・帯状疱しん	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回
		復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症(	)

<b>※</b>	保育所・保育園生活での注意事項	
	(	)

医療機関名 医 師 名